

緊急時対策所（指揮所）運用開始までのスケジュールイメージ

主要工程		▽保安規定認可 ▽保安規定施行	▽緊急時対策所（指揮所）運用開始 ▽保安規定適用
下位文書関係		▽下位文書改正※1 「代替緊急時対策所」を従前の例にて運用	▽下位文書適用
検査関係	1号／5号検査 QA検査※2	適宜実施	▽最終使用前検査
	基本設計方針検査	使用前検査 ←→	使用前検査 ←→
教育訓練関係		あらかじめの教育訓練※3実施	

※1

緊急時対策所（指揮所）に係る「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」は表17から19に規定する、手順の対応内容に変更があるものを下位文書を改正し、保安規定に規定する「あらかじめの教育訓練」として実施する。

※2

1号検査：構造、強度又は漏えいに係る試験をできること  
ができる状態になった時に行う検査  
材料検査、寸法検査、外観検査など  
5号検査：工事の計画に係る全ての工事が完了した時に行う検査  
QA検査：品質管理の方法等に係る検査

※3

- ・居住性を確保するための手順等
- ・必要な数の要員の収容に係る手順等
- ・代替電源設備からの給電手順等
- ・放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等
- ・風向、風速その他の気象条件の測定の手順等